

確 約 書 (正)

(宛先) 高槻市長

建築主 住 所
氏 名

公共下水道供用開始区域内（合流式・分流式）で建築確認申請を行うにあたり、次の事項を遵守して施工することを確約します。

1. 工事着手前に、公共汚水桝及び下水道管などの地下埋設状況を調査します。
2. 土地利用・形態の変更などの理由により、既存の公共汚水桝、取付管等が利用できない場合は、公共下水道管理者と協議し、当方の負担で設置または改修などの必要な措置を行います。
3. 排水設備工事は、高槻市排水設備等指定工事店に依頼します。

記

申請地 高槻市 番地 (住居表示: 番 号)

工事着手予定年月日 令和 年 月 日
工事完了予定年月日 令和 年 月 日
建築物の主要な用途 住宅 共同住宅 その他 ()

代理人

<連絡先> 担当 電話 ()

位置図

受付担当者

確 約 書 (副)

(宛先) 高槻市長

建築主 住 所
氏 名

公共下水道供用開始区域内（合流式・分流式）で建築確認申請を行うにあたり、次の事項を遵守して施工することを確約します。

1. 工事着手前に、公共汚水桝及び下水道管などの地下埋設状況を調査します。
2. 土地利用・形態の変更などの理由により、既存の公共汚水桝、取付管等が利用できない場合は、公共下水道管理者と協議し、当方の負担で設置または改修などの必要な措置を行います。
3. 排水設備工事は、高槻市排水設備等指定工事店に依頼します。

記

申請地 高槻市 番地 (住居表示: 番 号)

工事着手予定年月日 令和 年 月 日
工事完了予定年月日 令和 年 月 日
建築物の主要な用途 住宅 共同住宅 その他 ()

代理人

建築主の皆さまへ

高槻市都市創造部下水河川企画課

今回、建築確認申請の建築物は、公共下水道へ接続するための排水設備工事を伴うものです。

この工事に着手される前には、あらかじめ、その計画が排水設備等に関する法令、基準に適合するものであるとの市長の確認を受ける必要があります。また、条例により「高槻市排水設備等指定工事店」以外の業者が排水設備工事を行うことは禁止されています。

工事に着手される前には必ず、「高槻市排水設備等指定工事店」に依頼し「排水設備等工事計画確認申請書」等の手続きを行うことをお願いします。